

さいたま都市計画地区計画の変更

さいたま都市計画大宮駅東口駅前中地区地区計画を次のように決定する。

決定告示年月日
平成30年8月30日

名 称	大宮駅東口駅前中地区地区計画	
位 置	さいたま市大宮区大門町一丁目の一部	
面 積	約1.5ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、大宮駅東口駅前広場に隣接し、大宮停車場線、中山道、銀座通りに囲まれた地区であり、大きな通り沿いには、多様な生活サービスを提供する店舗等が立地し、また、路地に面しては、庶民的な飲食店や物販店等が立地して、親しみある商業地を形成している。</p> <p>そこで、現在の商業地としての魅力を守り育てるため、次の3つを基本とする商業地とすることを目標とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民が安全安心して楽しめる健全な商業地の形成 2 歩いて楽しい魅力的な商業地の形成 3 美味しい飲食店や多様な生活サービスを提供する賑わいと交流の商業地の形成 	
区域の整備に関する方針及び	土地利用の方針	鉄道ターミナルである大宮駅の駅前という立地特性、飲食店を中心とした活力ある商業地としての特性を活かした土地利用を図るため、建築物等の整備の方針を定める。
	建築物等の整備の方針	健全な商業地の形成を図るため、性風俗関連の店舗などの建築物等の用途の制限について定める。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。建築物又は建築物各室の用途を変更する場合も同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第3号、第1項第4号に規定するぱちんこ屋、第6項各号、第7項各号、第8項及び第9項に規定する営業を営む施設 2) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

理 由 商業地としての魅力を守り育てるため。